



EU農業政策を越えて

農政は「攻めの農林水産業」の実現を目指してまっしぐら、である。活力創造プランを推進していくにあたって大きなカギを握るのが経営所得安定対策の見直しであることはあらためて述べるまでもない。経営所得安定対策の見直し、そしてすでにスタートしている新規就農者支援制度も含めて、モデルとされているのがEU共通農業政策であり、担い手の確保・育成対策についてはフランスの制度が参考とされている▼EUの共通農業政策が農政の到達点として前提されている、というのが大方の意識ではあるまいか。ことはそう簡単ではない、というのがこの七月下旬から八月上旬にかけてヨーロッパの農村を歩いてみての印象である。担い手への農地集積の進行と併行してコムギからトウモロコシへの生産シフトが急であるが、担い手農家は政策支援への依存度を高め、自立経営から程遠い。そして家族農業経営は地域特性を発揮し差別化に活路を求めてきたものの、直接支払にともなうさまざまな制約から経営の画一化を余儀なくされ、また規模拡大の限界に直面している。これらと併行して景観も変化しつつある▼今後、統計数値の検証も含めてEUの農業経営の実態把握が必要ではある。肝心なことは直接支払による所得補てんがすべてではない、ということである。多様な担い手による多様な地域農業の展開という明確なビジョンがあつてこそ直接支払は生きてくる。大規模化へのインセンティブとして直接支払が行われるだけでは、日本農業の維持・発展にはつながりそうもない。

(土着菌)